関　係　法　令

◎　水　道　法　（抄）

昭和３２年　６月１５日法律第１７７号
改正　令和５年　５月２６日法律第　３６号

目次

第１章　総則（第１条－第５条）
第２章　水道の基盤の強化（第５条の２－第５条の４）
第３章　水道事業
　第１節　事業の認可等（第６条－第１３条）
　第２節　業務（第１４条－第２５条）
　第３節　指定給水装置工事事業者（第２５条の２－第２５条の１１）
　第４節　指定試験機関（第２５条の１２－第２５条の２７）
第４章　水道用水供給事業（第２６条－第３１条）
第５章　専用水道（第３２条－第３４条）
第６章　簡易専用水道（第３４条の２－第３４条の４）
第７章　監督（第３５条－第３９条）
第８章　雑則（第３９条の２－第５０条の３）
第９章　罰則（第５１条－第５７条）
附則

第１章　総則

（この法律の目的）

第１条　この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

（責務）

第２条　国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

２　国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第２条の２　国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

２　都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等（水道事業者等の間の連携及び二以上の水道事業又は水道用

水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。）の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

３　市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

４　水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

（用語の定義）

第３条　この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

２　この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が１００人以下である水道によるものを除く。

３　この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が５，０００人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

４　この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

５　この法律において「水道事業者」とは、第６条第１項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第２６条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。

６　この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

一　１００人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

二　その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

７　この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

８　この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

９　この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

10　この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

11　この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

12　この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

（水質基準）

第４条　水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一　病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

二　シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

三　銅、鉄、弗（ふつ）素、フエノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。

四　異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。

五　異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

六　外観は、ほとんど無色透明であること。

２　前項各号の基準に関して必要な事項は、環境省令で定める。

（施設基準）

第５条　水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一　取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

二　貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。

三　導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。

四　浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾（ろ）過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。

五　送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。

六　配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

２　水道施設の位置及び配列を定めるにあたつては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。

３　水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

４　前３項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、国土交通省令（前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るため、又は当該浄水の水質を保持するために必要な技術的基準については、国土交通省令・環境省令）で定める。

第１章の２　広域的水道整備計画

第５条の２　（略）

第５条の３　（略）

第３章　水道事業

第１節　事業の認可等

第６条　（事業の認可及び経営主体）（略）

第７条　（認可の申請）（略）

第８条　（認可基準）（略）

第９条　（附款）（略）

第１０条　（事業の変更）（略）

第１１条　（事業の休止及び廃止）（略）

第１２条　（技術者による布設工事の監督）（略）

第１３条　（給水開始前の届出及び検査）（略）

第２節　業務

（供給規程）

第１４条　水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

２　前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

二　料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三　水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと。

五　貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

３　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

４　水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。

５　水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

６　水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

７　国土交通大臣は、前項の認可の申請が第２項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

（給水義務）

第１５条　水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

２　水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第４０条第１項の規定による水の供給命令を受けた場合又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

３　水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

（給水装置の構造及び材質）

第１６条　水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令に定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

（給水装置工事）

第１６条の２　水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

２　水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

３　前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

（給水装置の検査）

第１７条　水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代わるべき者の同意を得なければならない。

２　前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（検査の請求）

第１８条　水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

２　水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

（水道技術管理者）

第１９条　水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

２　水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

一　水道施設が第５条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査(第２２条の２第２項に規定する点検を含む。)

二　第１３条第一項の規定による水質検査及び施設検査

三　給水装置の構造及び材質が第１６条の政令で定める基準に適合しているかどうかの検査

四　次条第１項の規定による水質検査

五　第２１条第一項の規定による健康診断
六　第２２条の規定による衛生上の措置
七　第２２条の３第１項の台帳の作成
八　第２３条第１項の規定による給水の緊急停止
九　第３７条前段の規定による給水停止
３　水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

（水質検査）

第２０条　水道事業者は、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

２　水道事業者は、前項の規定による水質検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行つた日から起算して５年間、これを保存しなければならない。

３　水道事業者は、第１項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、国土交通省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録をうけた者に委託して行うときは、この限りでない。

第２０条の２から１６まで　（略）

（健康診断）

第２１条　水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

２　水道事業者は、前項の規定による健康診断を行つたときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行つた日から起算して１年間、これを保存しなければならない。

（衛生上の措置）

第２２条　水道事業者は、環境省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

第２２条の２から４まで（略）

（給水の緊急停止）

第２３条　水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

２　水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つた者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

（消火栓）

第２４条　水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。

２　市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。

３　水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。

（情報提供）

第２４条の２　水道事業者は、水道の需要者に対し、国土交通省令で定めるところにより、第２０条第１項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。

（業務の委託）

第２４条の３　水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

２～８項（略）

第２４条の４から１３まで（略）

第２５条　（簡易水道事業に関する特例）（略）

第３節　指定給水装置工事事業者

（指定の申請）

第２５条の２　第１６条の２第１項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

２　第１６条の２第１項の指定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第２５条の４第１項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

三　給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

四　その他国土交通省令で定める事項

（指定の基準）

第２５条の３　水道事業者は、第１６条の２第１項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

一　事業所ごとに、第２５条の４第１項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

二　国土交通省令で定める機械器具を有する者であること。

三　次のいずれにも該当しない者であること。

イ　心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者

ニ　第２５条の１１第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ　法人であつて、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

２　水道事業者は、第１６条の２第１項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

（指定の更新）

第２５条の３の２　第１６条の２第１項の指定は、５年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

２　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

３　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

４　前２条の規定は、第１項の指定の更新について準用する。

（給水装置工事主任技術者）

第２５条の４　指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第３項各号に掲げる職務をさせるため、国土交通省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

２　指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

３　給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

一　給水装置工事に関する技術上の管理

二　給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

三　給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第１６条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

四　その他国土交通省令で定める職務

４　給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（給水装置工事主任技術者免状）

第２５条の５　給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、国土交通大臣及び環境大臣が交付する。

２　国土交通大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一　次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から１年を経過しない者

二　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者

３　国土交通大臣及び環境大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。

４　給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納の事務は、国土交通大臣が行う。

５　前各項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、国土交通省令・環境省令で定める。

（給水装置工事主任技術者試験）

第２５条の６　給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、国土交通大臣及び環境大臣が行う。

２　給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して３年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

３　給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、国土交通省令・環境省令で定める。

（変更の届出等）

第２５条の７　指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

（事業の基準）

第２５条の８　指定給水装置工事事業者は、国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

（給水装置工事主任技術者の立会い）

第２５条の９　水道事業者は、第１７条第１項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

（報告又は資料の提出）

第２５条の１０　水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（指定の取消し）

第２５条の１１　水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第１６条の２第１項の指定を取り消すことができる。

一　第２５条の３第１項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

二　第２５条の４第１項又は第２項の規定に違反したとき。

三　第２５条の７の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第２５条の８に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

五　第２５条の９の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

六　前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七　その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

八　不正の手段により第１６条の２第１項の指定を受けたとき。

２　第２５条の３第２項の規定は、前項の場合に準用する。

第４節　指定試験機関

第２５条の１２から２７まで（略）

第４章　水道用水供給事業

第２６条　（事業の認可）（略）

第２７条　（認可の申請）（略）

第２８条　（認可基準）（略）

第２９条　（附款）（略）

第３０条　（事業の変更）（略）

第３１条　（準用規定）（略）

第５章　専用水道

（確認）

第３２条　専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第５条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

（確認の申請）

第３３条　前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他国土交通省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二　水道事務所の所在地

３　専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

４　第１項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　１日最大給水量及び１日平均給水量

二　水源の種別及び取水地点

三　水源の水量の概算及び水質試験の結果

四　水道施設の概要

五　水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造

六　浄水方法

七　工事の着手及び完了の予定年月日

八　その他国土交通省令で定める事項

５　都道府県知事は、第１項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第５条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。

６　前項の通知は、第１項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもつてしなければならない。

（準用）

第３４条　第１３条、第１９条（第２項第３号及び第７号を除く。）、第２０条から第２２条の２まで、第２３条及び第２４条の３（第７項を除く。）の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第1項	国土交通大臣	都道府県知事
第19条第2項	事項	事項(第3号及び第7号に掲げる事項を除く。)

第24条の3第2項	国土交通大臣	都道府県知事
第24条の3第4項	第19条第2項各号	第19条第2項各号(第3号及び第7号を除く。)
第24条の3第6項	第17条、第20条から第22条の3	第20条から第22条の2
	第25条の9、第36条第2項並びに第39条(第2項	第36条第2項並びに第39条(第1項
第24条の3第8項	同項各号	同項各号(第3号及び第7号を除く。)

２　一日最大給水量が１，０００立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第１９条第３項の規定を準用しない。

第６章　簡易専用水道

第３４条の２　簡易専用水道の設置者は、国土交通省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

２　簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令）の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

第３４条の３　　（検査の義務）（略）

第３４条の４　　（準用）（略）

第７章　監督

（認可の取消し）

第３５条　国土交通大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなくて、事業認可の申請書に添付した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後１年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後１年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後１年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後１年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。

２　地方公共団体以外の水道事業者について前項に規定する理由があるときは、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村は、国土交通大臣に同項の処分をなすべきことを求めることができる。

３　国土交通大臣は、地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者に対して第１項の処分をするには、当該水道事業者又は水道用水供給事業者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

（改善の指示等）

第３６条　国土交通大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第５条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るために緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専

用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

２　国土交通大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

３　都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第３４条の２第１項の国土交通省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

（給水停止命令）

第３７条　国土交通大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第１項又は第３項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第２項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

（供給条件の変更）

第３８条　国土交通大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事情の変動等により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

２　国土交通大臣は、水道事業者が前項の期間内に同項の申請をしないときは、供給条件を変更することができる。

（報告の徴収及び立入検査）

第３９条　国土交通大臣は、水道（水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び次条第８項において同じ。）を検査させることができる。

２　都道府県知事は、水道（水道事業等の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

３　都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

４　前３項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、か

つ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

５　第１項、第２項又は第３項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第８章　雑則

第３９条の２　（災害その他非常の場合における連携及び協力の確保）（略）

第４０条　（水道用水の緊急応援）（略）

第４１条　（合理化の勧告）（略）

第４２条　（地方公共団体による買収）（略）

第４３条　（水源の汚濁防止のための要請等）（略）

第４４条　（国庫補助）（略）

第４５条　（国の特別な助成）（略）

第４５条の２　（研究等の推進）（略）

（手数料）

第４５条の３　給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする者は、国に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

２　給水装置工事主任技術者試験を受けようとする者は、国（指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

３　前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第４５条の４　（意見聴取等）（略）

第４５条の５　（国土交通大臣と環境大臣の連携）

第４６条　（都道府県が処理する事務）（略）

第４７条　（権限の委任）

第４８条　（管轄都道府県知事）（略）

第４８条の２　（保健所を設置する市又は特別区に関する読替え等）（略）

（審査請求）

第４８条の３　指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又は不作為については、国土交通大臣及び環境大臣に対し、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）による審査請求をすることができる。

（特別区に関する読替）

第４９条　特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

第５０条　（国の設置する専用水道に関する特例）（略）

第５０条の２　（国の設置する簡易専用水道に関する特例）（略）

第５０条の３　（経過措置）（略）

第９章　罰則

第５１条　水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、５年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

２　みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、２年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

３　前２項の規定にあたる行為が、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

第５２条　次の各号のいずれかに該当する者は、３年以下の懲役又は３００万円以下の罰金に処する。

一　第６条第１項の規定による認可を受けないで水道事業を経営した者

二　第２３条第１項（第３１条及び第３４条第１項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三　第２６条の規定による認可を受けないで水道用水供給事業を経営した者

第５３条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

一　第１０条第１項前段の規定に違反した者

二　第１１条第１項（第３１条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三　第１５条第１項の規定に違反した者

四　第１５条第２項(第２４条の８第１項(第３１条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（第３１条において準用する場合を含む。）の規定に違反して水を供給しなかつた者

五　第１９条第１項（第３１条及び第３４条第１項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六　第２４条の３第１項（第３１条及び第３４条第１項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、業務を委託した者

七　第２４条の３第３項（第３１条及び第３４条第１項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

八　第２４条の７第２項(第３１条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

九　第３０条第１項の規定に違反した者

十　第３７条の規定による給水停止命令に違反した者

十一　第４０条第１項(第２４条の８第１項(第３１条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第３項の規定による命令に違反した者

第５３条の２　第２０条の１３（第３４条の４において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第５３条の３　第２５条の１７第１項の規定に違反した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第５３条の４　第２５条の２４第２項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第５４条　次の各号のいずれかに該当する者は、１００万円以下の罰金に処する。

一　第９条第１項（第１０条第２項において準用する場合を含む。）の規定により認可に付された条件に違反した者

二　第１３条第１項（第３１条及び第３４条第１項において準用する場合を含む。）の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかつた者

三　第２０条第１項（第３１条及び第３４条第１項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第２１条第１項（第３１条及び第３４条第１項において準用する場合を含む。）の規定に違反

した者

五　第２２条（第３１条及び第３４条第１項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六　第２９条第１項（第３０条第２項において準用する場合を含む。）の規定により認可に付された条件に違反した者

七　第３２条の規定による確認を受けないで専用水道の布設工事に着手した者

八　第３４条の２第２項の規定に違反した者

第５５条　次の各号のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。

一　地方公共団体以外の水道事業者であつて、第７条第４項第７号の規定により事業計画書に記載した供給条件（第１４条第６項の規定による認可があつたときは、認可後の供給条件、第３８条第２項の規定による変更があつたときは、変更後の供給条件）によらないで、料金又は給水装置工事の費用を受け取つたもの

二　第１０条第３項、第１１条第３項（第３１条において準用する場合を含む。）、第２４条の３第２項（第３１条及び第３４条第１項において準用する場合を含む。）又は第３０条第３項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第３９条第１項、第２項、第３項又は第４０条第８項(第２４条の８第１項(第３１条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第５５条の２　次の各号のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。

一　第２０条の９（第３４条の４において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第２０条の１４（第３４条の４において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三　第２０条の１５第１項（第３４条の４において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第５５条の３　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、３０万円以下の罰金に処する。

一　第２５条の２０の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二　第２５条の２２第１項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三　第２５条の２３第１項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第５６条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第５２条から第５３条の２まで又は第５４条から第５５条の２までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第５７条　正当な理由がないのに第２５条の５第３項の規定による命令に違反して給水装置工事主任技術者免状を返納しなかつた者は、１０万円以下の過料に処する。

附　則　（昭和３２年６月法律第１７７号）から

附　則　（平成２９年５月３１日法律第４１号）まで　（略）

附　則　（平成３０年１２月１２日法律第９２号）（抄）

（指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する経過措置）
第３条　この法律の施行の際現に水道法第１６条の２第１項の指定を受けている同条第２項に規定する指定給水装置工事事業者の施行日後の最初の新法第２５条の３の２第１項の更新については、同項中「５年ごと」とあるのは、「水道法の一部を改正する法律（平成３０年法律第９２号）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の前日から起算して５年（当該指定を受けた日が改正法施行日の前日の５年前の日以前である場合にあつては、５年を超えない範囲内において政令で定める期間）を経過する日まで」とする。

附　則　（令和元年６月１４日法律第３７号）　（抄）

（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から起算して３月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第４０条、第５９条、第６１条、第７５条（児童福祉法第３４条の２０の改正規定に限る。）、第８５条、第１０２条、第１０７条（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第２６条の改正規定に限る。）、第１１１条、第１４３条、第１４９条、第１５２条、第１５４条（不動産の鑑定評価に関する法律第２５条第６号の改正規定に限る。）及び第１６８条並びに次条並びに附則第３条及び第６条の規定　公布の日

◎水　道　法　施　行　令　（抄）

※所管省庁は国の通知後に改訂を行う。

昭和３２年１２月１２日　政令第３３６号
改正　令和　４年　５月２７日　政令第２１０号

（専用水道の基準）

第１条　水道法（以下「法」という。）第３条第６項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　口径２５ミリメートル以上の導管の全長　　１，５００メートル

二　水槽の有効容量の合計　　１００立方メートル

２　法第３条第６項第２号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の国土交通省令で定める目的のために使用する水量が２０立方メートルであることとする。

（簡易専用水道の適用除外の基準）

第２条　法第３条第７項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が１０立方メートルであることとする。

第３条　（水道施設の増設及び改造の工事）（略）

第４条　（法第１１条第２項に規定する給水人口の基準）**（略）**

第５条　（布設工事監督者の資格）（略）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第６条　法第１６条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

一　配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から３０センチメートル以上離れていること。

二　配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

三　配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

四　水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され又は、漏れるおそれがないものであること。

五　凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

六　当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

七　水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

２　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令）で定める。

３　国土交通大臣は、前項の国土交通省令を制定し、又は改廃しようとするときは、環境大臣の水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

４　環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第二項の国土交通省令を制定し、又は改廃することを求めることができる。

（手数料）

第１３条　法第４５条の３第１項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　給水装置工事主任技術者免状（以下この項において［免状］という。）の交付を受けようとする者　２，５００円

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第３条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する者（以下「電子情報処理組織を使用する者」という。）にあつては、２，４５０円）

二　免状の書換え交付を受けようとする者　２，１５０円

（電子情報処理組織を使用する者にあつては、２，０５０円）

三　免状の再交付を受けようとする者　２，１５０円

（電子情報処理組織を使用する者にあつては、２，０５０円）

２　法第４５条の３第２項の政令で定める受験手数料の額は、１６，８００円とする。

第１４条　（都道府県の処理する事務）（略）

第１５条　（指定都道府県の処理する事務）（略）

第１６条　（管轄都道府県知事）（略）

附　則　（昭和３２年１２月政令第３３６号）から

附　則　（平成３１年４月１７日政令第１５４号）まで（略）

附　則　（令和元年１２月１３日政令第１８３号）抄

（施行期日）

第１条　この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年１２月１６日）から施行する。

◎　水道法施行規則　（抄）

※所管省庁は国の通知後に改訂を行う。

昭和３２年１２月１４日厚生省令第４５号

改正　令和六年１２月１３日国土交通省令第１０６号

目次

第１章　水道事業
第１節　事業の認可等（第１条－第１７条の４）
第２節　指定給水装置工事事業者（第１８条－第３６条）
第３節　指定試験機関（第３７条－第４８条）
第２章　水道用水供給事業（第４９条－第５２条）
第３章　専用水道（第５３条・第５４条）
第４章　簡易専用水道（第５５条－第５６条の８）
第５章　雑則（第５７条）
附則

第１章　水道事業

第１節　事業の認可等

（令第１条第２項の厚生労働省令で定める目的）

第１条　水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号。以下「令」という。）第１条第２項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

第１条の２から３まで（略）

第２条　（事業計画書の記載事項）（略）

第３条　（工事設計書に記載すべき水質試験の結果）（略）

第４条　（工事設計書の記載事項）（略）

第５条から第７条まで　（法第８条第１項各号を適用するについて必要な技術的細目）（略）

第７条の２　（事業の変更の認可を要しない軽微な変更）（略）

第８条　（変更認可申請書の添付書類等）（略）

第８条の２から４まで（略）

第９条　（布設工事監督者の資格）（略）

第１０条　（給水開始前の水質検査）（略）

第１１条　（給水開始前の施設検査）（略）

（法第１４条第２項各号を適用するについて必要な技術的細目）

第１２条から同条の３まで（略）

第１２条の４　法第１４条第３項に規定する技術的細目のうち、同条第２項第４号に関するものは、次に掲げるものとする。

一　料金に区分を設定する場合にあつては、給水管の口径、水道の使用形態等の合理的な区分に基づき設定されたものであること。

二　料金及び給水装置工事の費用のほか、水道の需要者が負担すべき費用がある場合にあつては、その金額が、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

第１２条の５　法第１４条第３項に規定する技術的細目のうち、同条第２項第５号に関するものは、次に掲げるものとする。

一　水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ　貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告

ロ　貯水槽水道の利用者に対する情報提供

二　貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ　貯水槽水道の管理責任及び管理の基準

ロ　貯水槽水道の管理の状況に関する検査

第１２条の６　（料金の変更の届出）（略）

（給水装置の軽微な変更）

第１３条　法第１６条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

第１４条　（水道技術管理者の資格）（略）

第１４条の２から１６まで　（略）

第１５条　（定期及び臨時の水質検査）（略）

第１５条の２から１０まで　（略）

第１６条　（健康診断）（略）

第１７条　（衛生上必要な措置）（略）

第１７条の２から４まで　（略）

（情報提供）

第１７条の５　法第２４条の２の規定による情報の提供は、第１号から第６号までに掲げるものにあつては毎年１回以上定期に（第１号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に）、第７号及び第８号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

一　水質検査計画及び法第２０条第１項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項

二　水道事業の実施体制に関する事項（法第２４条の３第１項の規定による委託及び法第二十四条の四第一項の規定による水道施設運営権の設定の内容を含む。）

三　水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項

四　水道料金その他需要者の負担に関する事項

五　給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項

六　水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項

七　法第２０条第１項の規定により行う臨時の水質検査の結果

八　災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

第１７条の６から１２まで　（略）

第２節　指定給水装置工事事業者

（指定の申請）

第１８条　法第２５条の２第２項の申請書は、様式第１によるものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　法第２５条の３第１項第３号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

二　法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し

３　前項第１号の書類は、様式第２によるものとする。

第１９条　法第２５条の２第２項第４号の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　法人にあつては、役員の氏名

二　指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（第21条第３項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第２５条の５第１項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号

三　事業の範囲

（国土交通省令で定める機械器具）

第２０条　法第２５条の３第１項第２号の国土交通省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

一　金切りのこその他の管の切断用の機械器具

二　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

三　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

四　水圧テストポンプ

（国土交通省令で定める者）

第２０条の２　法第２５条の３第１項第３号イの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（給水装置工事主任技術者の選任）

第２１条　指定給水装置工事事業者は、法第１６条の２の指定を受けた日から２週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

２　指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至つたときは、当該事由が発生した日から２週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

３　指定給水装置工事事業者は、前２項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、当該２以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて支障がないことを確認しなければならない。

第２２条　法第２５条の４第２項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第３によるものとする。

（給水装置工事主任技術者の職務）

第２３条　法第２５条の４第３項第４号の国土交通省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、

水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

一　配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

二　第３６条第１項第２号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

三　給水装置工事（第１３条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

（免状の交付申請）

第２４条　法第２５条の５第１項の規定により給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第４による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）

二　第３３条の規定により交付する合格証書の写し

（免状の様式）

第２５条　法第２５条の５第１項の規定により交付する免状の様式は、様式第５による。

（免状の書換え交付申請）

第２６条　免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）を添えて、国土交通大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

２　前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第６による。

（免状の再交付申請）

第２７条　免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失つたときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。

２　前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第７による。

３　免状を破り、又は汚した者が第１項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。

４　免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、５日以内に、これを国土交通大臣及び環境大臣に返納するものとする。

（免状の返納）

第２８条　免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第２２４号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、１月以内に、国土交通大臣に免状を返納するものとする。

（試験の公示）

第２９条　厚生労働大臣又は、法第２５条の６第１項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所並びに受験願書の提出期限及び提出先を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

（試験科目）

第３０条　試験の科目は、次のとおりとする。

一　公衆衛生概論

二　水道行政

三　給水装置の概要

四　給水装置の構造及び性能

五　給水装置工事法

六　給水装置施工管理法

七　給水装置計画論

八　給水装置工事事務論

（試験科目の一部免除）

第３１条　建設業法施行令(昭和３１年政令第２７３号)第２７条の３の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る１級又は２級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

（受験の申請）

第３２条　試験を受けようとする者は、様式第８による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣（法第２５条の１２第１項に規定する指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。

一　法第２５条の６第２項に該当する者であることを証する書類

二　写真（旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）別表第一に定める要件を満たしたものとする。）

三　前条の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には、様式第９による給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類

（合格証書の交付）

第３３条　国土交通大臣及び環境大臣（指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関）は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

（変更の届出）

第３４条　法第２５条の７の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　法人にあつては、役員の氏名

三　給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

２　第２５条の７の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から３０日以内に様式第１０による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。

一　前項第１号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し

二　前項第２号に掲げる事項の変更の場合には、様式第２による法第２５条の３第１項第３号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

（廃止等の届出）

第３５条　法第２５条の７の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から３０日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から１０日以内に、様式第１１による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

（事業の運営の基準）

第３６条　法第２５条の８に規定する国土交通大臣及び環境大臣省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

は、次の各号に掲げるものとする。

一　給水装置工事（第１３条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第２５条の４

第１項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第２５条の４第３項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

二　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

三　水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

四　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

五　次に掲げる行為を行わないこと。

イ　令第５条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

ロ　給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

六　施行した給水装置工事（第１３条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第１号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から３年間保存すること。

イ　施主の氏名又は名称

ロ　施行の場所

ハ　施行完了年月日

ニ　給水装置工事主任技術者の氏名

ホ　竣工図

ヘ　給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

ト　法第２５条の４第３項第３号の確認の方法及びその結果

第３節　指定試験機関

第３７条　（指定試験機関の指定の申請）　（略）

第３８条　（指定試験機関の名称等の変更の届出）　（略）

第３９条　（役員の選任又は解任の認可の申請）　（略）

第４０条　（試験委員の要件）　（略）

第４１条　（試験委員の選任又は変更の届出）　（略）

第４２条　（試験事務規程の認可の申請）　（略）

第４３条　（試験事務規程の記載事項）　（略）

第４４条　（事業計画及び収支予算の認可の申請）　（略）

第４５条　（帳簿）　（略）

第４６条　（試験結果の報告）　（略）

第４７条　（試験事務の休止又は廃止の許可の申請）　（略）

第４８条　（試験事務の引継ぎ等）　（略）

第２章　水道用水供給事業

第４９条　（認可申請書の添附書類等）（略）

第５０条　（事業計画書の記載事項）（略）

第５１条　（変更認可申請書の添付書類等）（略）

第５１条の２から５まで　（略）

第５２条　（準用）（略）

第３章　専用水道

第５３条　（確認申請書の添附書類等）（略）

第５４条　（準用）（略）

第４章　簡易専用水道

（管理基準）

第５５条　法第３４条の２第１項に規定する国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　水槽の掃除を１年以内ごとに１回、定期に、行うこと。

二　水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

三　給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

四　供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（検査）

第５６条　法第３４条の２第２項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

２　検査の方法その他必要な事項については、国土交通大臣（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境大臣）が定めるところによるものとする。

第５６条の２から８まで　（略）

第５章　雑則

第５７条　（証明書の様式）（略）

附　則　　（昭和３２年１２月１４日厚生省令第４５号）から

附　則　　（令和　元年６月１０日厚生労働省令第５７号）まで　（略）

附　則　　（令和　２年６月１０日厚生労働省令第１２０号）

附　則　　（令和　３年４月２０日厚生労働省令第８８号）

附　則　　（令和　４年３月１４日厚生労働省令第３６号）

この省令は、交付の日から施行する。

◎水質基準に関する省令（抄）

※所管省庁は国の通知後に改訂を行う。

水道法第４条第２項の規定に基づく水質基準に関する省令

平成１５年　５月３０日　厚生労働省令第１０１号

一部改正　令和２年　３月２５日　厚生労働省令第　３８号

令和２年４月１日施行

水道により供給される水は、次の表の左欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

１	一般細菌	１ｍＬの検水で形成される集落数が100以下であること。
２	大腸菌	検出されないこと。
３	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/Ｌ以下であること。
４	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/Ｌ以下であること。
５	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/Ｌ以下であること。
６	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/Ｌ以下であること。
７	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/Ｌ以下であること。
８	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/Ｌ以下であること。
９	亜硝酸態窒素	0.04mg/Ｌ以下であること。
１０	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/Ｌ以下であること。
１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/Ｌ以下であること。
１２	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/Ｌ以下であること。
１３	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/Ｌ以下であること。
１４	四塩化炭素	0.002mg/Ｌ以下であること。
１５	１，４－ジオキサン	0.05mg/Ｌ以下であること。
１６	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/Ｌ以下であること。
１７	ジクロロメタン	0.02mg/Ｌ以下であること。
１８	テトラクロロエチレン	0.01mg/Ｌ以下であること。
１９	トリクロロエチレン	0.01mg/Ｌ以下であること。
２０	ベンゼン	0.01mg/Ｌ以下であること。
２１	塩素酸	0.6mg/Ｌ以下であること。
２２	クロロ酢酸	0.02mg/Ｌ以下であること。
２３	クロロホルム	0.06mg/Ｌ以下であること。
２４	ジクロロ酢酸	0.03mg/Ｌ以下であること。
２５	ジブロモクロロメタン	0.1mg/Ｌ以下であること。
２６	臭素酸	0.01mg/Ｌ以下であること。
２７	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/Ｌ以下であること。
２８	トリクロロ酢酸	0.03mg/Ｌ以下であること。
２９	ブロモジクロロメタン	0.03mg/Ｌ以下であること。
３０	ブロモホルム	0.09mg/Ｌ以下であること。
３１	ホルムアルデヒド	0.08mg/Ｌ以下であること。
３２	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/Ｌ以下であること。

３３	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/Ｌ以下であること。
３４	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/Ｌ以下であること。
３５	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/Ｌ以下であること。
３６	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/Ｌ以下であること。
３７	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/Ｌ以下であること。
３８	塩化物イオン	200mg/Ｌ以下であること。
３９	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/Ｌ以下であること。
４０	蒸発残留物	500mg/Ｌ以下であること。
４１	陰イオン界面活性剤	0.2mg/Ｌ以下であること。
４２	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ－4,8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名ジェオスミン）	0.00001mg／Ｌ以下であること。
４３	1,2,7,7－テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン－2－オール(別名2－メチルイソボルネオール)	0.00001mg／Ｌ以下であること。
４４	非イオン界面活性剤	0.02mg/Ｌ以下であること。
４５	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/Ｌ以下であること。
４６	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	3mg/Ｌ以下であること。
４７	ｐＨ値	5.8以上 8.6以下であること。
４８	味	異常でないこと。
４９	臭気	異常でないこと。
５０	色度	五度以下であること。
５１	濁度	二度以下であること。

附　則　（令和２年３月２５日厚生労働省令第３８号）　抄

（施行期日）

第１条　この省令は、令和２年４月１日から施行する。

◎給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（抄）

※所管省庁は国の通知後に改訂を行う。

平成　９年３月１９日　厚生省令第１４号
一部改正　令和２年３月２５日　厚生労働省令第３８号
令和２年４月１日施行

（耐圧に関する基準）

第１条　給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

一　給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、厚 生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により 1.75MPaの静水圧を１分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

二　加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を１分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。

ロ 減圧弁が設置されているものであること。

ハ ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。

ニ 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。

三　熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（次に掲げる要件を満たすものに限る。）については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により1.75MPaの静水圧を１分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。

ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。

四　パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、前１号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により20kPaの静水圧を１分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

２　給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

３　家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

（浸出等に関する基準）

第２条　飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第１の上欄に掲

げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

２　給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあっては、この限りでない。

３　給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されていてはならない。

４　鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

（水撃限界に関する基準）

第３条　水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を２ｍ毎秒又は当該給水用具内の動水圧0.15MPaとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5MPa以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

（防食に関する基準）

第４条　酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

２　漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

（逆流防止に関する基準）

第５条　水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

一　次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（ニに掲げるものにあっては、水受け容器の越流面の上方150㎜以上の位置）に設置されていること。

イ　減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により3kPa及び1.5MPaの静水圧を１分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側から－54kPaの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が３㎜を超えないこと。

ロ　逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。）は、逆流防止性能試験により3kPa及び1.5MPaの静水圧を１分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ　逆流防止給水用具のうち次の表の第１欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、

同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第２欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第３欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1) 減圧弁	1.5MPa	当該減圧弁の設定圧力
(2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ大気に開口されている逆流防止給水用具（(3)及び(4)に規定するものを除く。）	3kPa及び 1.5MPa	3kPa
(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（(4)に規定するものを除く。）	1.5MPa	50kPa
(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	1.5MPa	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は50kPaのいずれかの高い圧力

ニ　バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側から－54kPaの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が75㎜を超えないこと。

ホ　負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側から－54kPaの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあっては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の２分の１、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあっては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の２分の１を超えないこと。

ヘ　水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側から－54kPaの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

二　吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ　呼び径が25㎜以下のものにあっては、別表第２の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

ロ　呼び径が25㎜を超えるものにあっては、別表第３の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

２　事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第２号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

（耐寒に関する基準）

第６条　屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているも

のを除く。以下「弁類」という。）にあっては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により10万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下20度＋－２度の温度で１時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能試験により零下20度＋－２度の温度で１時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第１条第１項に規定する性能、第３条に規定する性能及び前条第１項第１号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

（耐久に関する基準）

第７条　弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により10万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第１条第１項に規定する性能、第３条に規定する性能及び第５条第１項第１号に規定する性能を有するものでなければならない。

附　則　（平成１６年１月２６日厚生労働省令第６号）

（施行期日）

第１条　この省令は、平成１６年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　平成１７年３月３１日までの間、この省令による改正後の別表第一有機物(全有機炭素(TOC)の量)の項中「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」と、同項の中欄中「0.5mg／l」とあるのは「1.0mg／l」と、同項の下欄中「5mg／l」とあるのは「10mg／l」とする。

第３条　パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改正後の別表第一フェノール類の項中「0.0005mg／l」とあるのは「0.005mg／l」とする。

第４条　この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附　則　（平成２１年３月６日厚生労働省令第２７号）から

附　則　（平成２２年２月１７日厚生労働省令第１８号）　抄

附　則　（平成２３年１月２８日厚生労働省令第１１号）　抄

附　則　（平成２６年２月２８日厚生労働省令第１５号）まで（略）

附　則　（令和２年３月２５日厚生労働省令第３８号）抄

（施行期日）

第１条　この省令は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　令和３年３月３１日までの間、第２条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（次条において「新給水装置省令」という。）別表第１六価クロム化合物の項の適用に

ついては、同項中欄中「0.002mg／l」とあるのは、「0.005mg／l」とする。

第３条　この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、新給水装置省令第２条第１項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

別表第１

事　　項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.0003mg/L以下であること。	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.00005mg/L以下であること。	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.001mg/L以下であること。	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001mg/L以下であること。	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001mg/L以下であること。	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.002mg/L以下であること。	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること。
亜硝酸態窒素	0.004mg/Ｌ以下であること。	0.04mg/Ｌ以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001mg/L以下であること。	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/L以下であること。	10mg/L以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.08mg/L以下であること。	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1mg/L以下であること。	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
四塩化炭素	0.0002mg/L以下であること。	0.002mg/L以下であること。
１、４－ジオキサン	0.005mg/L以下であること。	0.05mg/L以下であること。
シス-１、２-ジクロロエチレン及びトランス－１、２－ジクロロエチレン	0.004mg/L以下であること。	0.04mg/L以下であること。
ジクロロメタン	0.002mg/L以下であること。	0.02mg/L以下であること。
テトラクロロエチレン	0.001mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
トリクロロエチレン	0.001mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
ベンゼン	0.001mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
ホルムアルデヒド	0.008mg/L以下であること。	0.08mg/L以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.1mg/L以下であること。	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03mg/L以下であること。	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1mg/L以下であること。	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、20mg/L以下であること。	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.005mg/L以下であること。	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
塩化物イオン	20mg/L以下であること。	200mg/L以下であること。

蒸発残留物	50mg/L以下であること。	500mg/L以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。	0.2mg/L以下であること。
非イオン界面活性剤	0.005mg/L以下であること。	0.02mg/L以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、0.0005mg/L以下であること。	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	0.5mg/L以下であること。	3mg/L以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。
色度	0.5度以下であること。	５度以下であること。
濁度	0.2度以下であること。	２度以下であること。
１、２－ジクロロエタン	0.0004mg/L以下であること。	0.04mg/L以下であること。
アミン類	トリエチレンテトラミンとして0.01mg/L以下であること。	トリエチレンテトラミンとして0.01mg/L以下であること。
エピクロロヒドリン	0.01mg/以下であること。	0.01mg/L以下であること。
酢酸ビニル	0.01mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
スチレン	0.002mg/L以下であること	0.002mg/L以下であること。
２、４－トルエンジアミン	0.002mg/L以下であること。	0.002mg/L以下であること。
２、６－トルエンジアミン	0.001mg/L以下であること。	0.001mg/L以下であること。
１、２－ブタジエン	0.001mg/L以下であること。	0.001mg/L以下であること。
１、３－ブタジエン	0.001mg/L以下であること。	0.001mg/L以下であること。
備考　主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「0.001mg/L」とあるのは「0.007mg/L」と、亜鉛及びその化合物の項中　「0.1mg/L」とあるのは「0.97mg/L」と、銅及びその化合物の項中「0.1mg/L」とあるのは「0.98mg/L」とする。		

別表第２

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
１３㎜以下のもの	２５㎜以上	２５㎜以上
１３㎜を超え２０㎜以下のもの	４０㎜以上	４０㎜以上
２０㎜を超え２５㎜以下のもの	５０㎜以上	５０㎜以上

備　考

１　浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあっては、この表下欄中「25㎜」とあり、又は「40㎜」とあるのは、「50㎜」とする。

２　プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあっては、この表下欄中「25㎜」とあり、「40㎜」とあり、又は「50㎜」とあるのは、「200㎜」とする。

別表第３

区分			越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
近接壁の影響がない場合			（１．７×ｄ＋５）㎜以上
近接壁の影響がある場合	近接壁が一面の場合	壁からの離れが（3×D）㎜以下のもの	（３×ｄ）㎜以上
		壁からの離れが（3×D）㎜を超え（5×D）㎜以下のもの	（２×ｄ＋５）㎜以上
		壁からの離れが（5×Ｄ）㎜を超えるもの	（１．７×ｄ＋５）㎜以上
	近接壁が二面の場合	壁からの離れが（4×D）㎜以下のもの	（３．５×ｄ）㎜以上
		壁からの離れが（4×D）㎜を超え（6×D）㎜以下のもの	（３×ｄ）㎜以上
		壁からの離れが（6×D）㎜を超え（7×D）㎜以下のもの	（２×ｄ＋５）㎜以上
		壁からの離れが（7×D）㎜を超えるもの	（１．７×ｄ＋５）㎜以上

備　考

１　Ｄ：吐水口の内径（単位　㎜）

　　ｄ：有効開口の内径（単位　㎜）

２　吐水口の断面が長方形の場合は長辺をＤとする。

３　越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。

４　浴槽に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が50㎜未満の場合にあっては、当該距離は50㎜以上とする。

５　プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が200㎜未満の場合にあっては、当該距離は200㎜以上とする。

武蔵野市給水条例

武蔵野市給水条例（昭和35年４月１日条例第２号）

最終改正:令和7年12月18日条例第57号

改正内容:令和7年12月18日条例第57号［令和7年12月18日］

〇武蔵野市給水条例

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　給水装置の工事及び費用（第４条―第14条）
第３章　給水（第15条―第24条）
第４章　料金及び手数料（第25条―第34条）
第５章　管理（第35条―第37条）
第６章　貯水槽水道（第38条―第41条）
第７章　罰則（第42条・第43条）
第８章　補則（第44条）
付則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）の水道の料金及び給水装置の工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第２条　水道の給水区域は、武蔵野市全域とする。

（給水装置の定義）

第３条　この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具、又は他の給水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

第２章　給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の承認等）

第４条　給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

２　給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした者は、その工事完了後直ちに管理者に届け出なければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

（新設等の費用負担）

第５条　給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が給水上特に必要があると認めた給水装置の改造又は修繕については、市がその費用の全部又は一部を負担することができる。

（工事の施行）

第６条　給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去の設計及び工事は、管理者又は管理者が同条第１項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第３条第５項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の２第１項の指定をした者が給水装置の工事を施行する必要があると認めるときに、これらの者が施行する当該工事については、この限りでない。

２　前項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

３　第１項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

４　指定給水装置工事事業者に関する事項については、別に管理者が定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第７条　管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

２　管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

３　第１項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）
第８条　管理者が施行する給水装置の工事の工事費は、次の各号の合計額とする。
（1） 材料費
（2） 運搬費
（3） 労力費
（4） 道路復旧費
（5） 事務費
２ 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
（工事費等の予納等）
第９条　管理者に第6条第１項の設計を申し込む者は、申し込みの際、設計費を納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者は、申し込み後納入することができる。
２ 管理者に第6条第１項の工事を申し込む者は、設計によつて算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。
３ 前項の工事費の概算額は、工事しゆん工後に精算する。ただし、精算により生じた還付又は追徴する額がこれに要する費用の実費に満たないときは、還付又は追徴しないことができる。
（工事費の分納）
第10条　前条第2項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関する限り、一時用給水のものを除き、管理者の承認を受けて、6か月以内において分納することができる。
（所有権の留保等）
第11条　管理者が施行した給水装置の工事の工事費が完納になるまでは、その給水装置の所有権は市に留保し、その管理は、工事申込者の責任とする。
（工事費の未納の場合の措置）
第12条　管理者が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者はその給水装置を撤去することができる。
２ 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、市にその損害を賠償しなければならない。
（第三者の異議についての責任）
第13条　給水装置の工事に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の責任とする。
（水道の管理上の整備工事）
第14条　管理者は、配水管の移設その他特別の理由があると認めた場合は、給水装置の所有者、占有者その他の利害関係人の同意がなくても、給水装置を改造し、又は修繕することができる。

第３章　給水

（給水契約の申込み）
第15条　水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。
２ 管理者は、前項の申込み（第36条の2において「給水契約の申込み」という。）があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、承認しない。
（1） 給水装置が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に定める基準に適合していないとき。
（2） 第4条第１項に規定する者が同項の承認を受けていないとき。
（給水装置の所有者の代理人）
第16条　給水装置の所有者が、給水区域内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。
（管理人の選定）
第17条　次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。
（1） 給水装置を共有する者
（2） 第26条の4の規定により第26条の2及び第26条の3に定める料金が各戸に適用されることとなった共同住宅の水道使用者
（3） 次条第2項の規定に基づき市が水道メーター（以下「メーター」という。）を設置した受水タンク以下の装置により水道を使用する者
（4） 管理者が別に定める増圧給水設備以下の給水装置（次条第１項の規定によりメーターを設置したものに限る。）により水道を使用する者
２ 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。
（メーターの設置）
第18条　管理者は、使用水量を計量するため、給水装置に市のメーターを設置する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
２ 管理者は、使用水量を計量するため、特に必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置に、市のメーターを設置することができる。
３ 前2項のメーターの位置は管理者が定める。
（メーターの管理）
第19条　水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）は、善良な管理者の注意をもつて、メーターを管理し、そのメーターをき損又は亡失したときは、市に、その損害を賠償しなければならない。

（水道の使用中止、変更等の届出）
第20条　水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。
（1）水道の使用をやめるとき。
（2）用途を変更するとき。
（3）消防演習に水道を使用するとき。
2　水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。
（1）水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。
（2）管理人又は代理人に変更があつたとき、又はその住所に変更があつたとき。
（3）給水装置の所有者に変更があつたとき。
（4）公共の消防用として水道を使用したとき。
（消防演習の立会）
第21条　消防演習に水道水を使用する者は、管理者の指定する市の職員の立会を受けなければならない。
（水道使用者等の管理上の責任）
第22条　水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつて、水が汚染し、又は漏れないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
2　前項において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
3　第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。
（給水装置及び水質の検査）
第23条　管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。
2　前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。
（給水停止等及び損害の責任阻却）
第24条　管理者は災害その他やむを得ない場合又は公益上必要があると認めた場合は、給水区域の全部又は一部につき、給水を停止し、又は水道の使用を制限することができる。
2　前項の給水停止又は使用制限についての必要な事項は、そのつど管理者が予告する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
3　第1項の給水停止若しくは使用制限又は断水により水道使用者に損害が生ずることがあつても、市はその責任を負わない。

第４章　料金及び手数料

（料金の徴収）
第25条　水道料金（以下「料金」という。）は、水道使用者から徴収する。
2　第17条第1項第2号に定める者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。
（料金）
第26条　料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
（基本料金）
第26条の２　基本料金は、給水管の呼び径（メーターの取付け部分の呼び径をいう。以下同じ。）の大きさに応じ、1月当たり次の表のとおりとする。

給水管の呼び径	基本料金
13ミリメートル	842円
20ミリメートル	1,123円
25ミリメートル	1,416円
30ミリメートル	3,416円
40ミリメートル	6,820円
50ミリメートル	21,301円
75ミリメートル	45,539円
100ミリメートル	94,016円
150ミリメートル	161,590円
200ミリメートル	352,560円
250ミリメートル	484,770円
300ミリメートル以上	807,950円

2　前項の規定にかかわらず、公衆浴場営業に水道を使用する場合の基本料金は、1月当たり842円とする。

（従量料金）
第26条の3　従量料金は、給水管の呼び径に応じ、1月当たり次の表のとおりとする。

<table>
<tr><th>給水管の呼び径</th><th colspan="7">従量料金</th></tr>
<tr><td>25ミリメートル以下</td><td>使用水量5立方メートルを超え10立方メートルまでの分1立方メートルにつき
22円</td><td>使用水量10立方メートルを超え20立方メートルまでの分1立方メートルにつき
125円</td><td>使用水量20立方メートルを超え30立方メートルまでの分1立方メートルにつき
170円</td><td>使用水量30立方メートルを超え100立方メートルまでの分1立方メートルにつき
210円</td><td>使用水量100立方メートルを超え200立方メートルまでの分1立方メートルにつき
280円</td><td>使用水量200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分1立方メートルにつき
360円</td><td>使用水量1,000立方メートルを超える分1立方メートルにつき
410円</td></tr>
<tr><td>30ミリメートル及び40ミリメートル</td><td colspan="4">使用水量100立方メートルまでの分1立方メートルにつき
210円</td><td>使用水量100立方メートルを超え200立方メートルまでの分1立方メートルにつき
280円</td><td>使用水量200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分1立方メートルにつき
360円</td><td>使用水量1,000立方メートルを超える分1立方メートルにつき
410円</td></tr>
<tr><td>50ミリメートル及び75ミリメートル</td><td colspan="6">使用水量1,000立方メートルまでの分1立方メートルにつき
360円</td><td>使用水量1,000立方メートルを超える分1立方メートルにつき
410円</td></tr>
<tr><td>100ミリメートル以上</td><td colspan="7">使用水量1立方メートルにつき
410円</td></tr>
</table>

2　前項の規定にかかわらず、公衆浴場営業に水道を使用する場合の従量料金は、1月当たり5立方メートルを超え10立方メートルまでの使用水量1立方メートルにつき22円とし、1月当たり10立方メートルを超える使用水量1立方メートルにつき100円とする。

3　給水管の呼び径が25ミリメートル以下のものにあっては、使用水量1月当たり5立方メートルまでの分に係る従量料金は、無料とする。前項に規定する場合における使用水量1月当たり5立方メートルまでの分に係る従量料金についても、同様とする。

第26条の4　管理者は、共同住宅の各戸の水道使用者であつて管理者が定める基準に適合している者について特に必要があると認めたときは、その者の申請によつて各戸の水道使用者に第26条の2第1項並びに前条第1項に定める料金を適用することができる。この場合において、各戸の水道使用者が使用する給水装置の給水管の呼び径はその大きさにかかわらず、13ミリメートルとみなす。

（使用水量の計量）

第27条　管理者は、2月を超えない範囲内において、水道使用者ごとに月をもつて計量期間を定め、その期間ごとの定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）に使用水量を計量する。

2　管理者は、必要があると認めたときは、第1項の定例日によらないことができる。

（料金の算定）

第28条　管理者は、水道の使用に係る料金を、前条の規定により計量した使用水量に基づき算定する。

（使用水量の認定）

第29条　管理者は、次の各号の一に該当するときは、その使用水量を認定する。

（1）　メーターに異状があつたとき。

（2）　使用水量が不明のとき。

2　前項の使用水量の認定は、前回の使用水量その他の事情を考慮して認定する。

（中途使用等の場合の料金）

第30条　月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめた場合の料金は、1月分として算定する。ただし、使用日数が15日以内の場合においては、基本料金は、1月分の2分の1の額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2　月の中途において料率適用区分を異にすることになつた場合において、その適用日数に差があるときのその月分の料金は適用すべき日数の多い料率適用区分に応じた料率によつて算定し、その適用すべき日数が等しいときのその月分の料金は、新たに適用されることとなつた料率適用区分に応じた料率によつて算定するものとする。

（臨時使用の場合の概算料金の前納）

第31条　工事その他の事由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2　前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。ただし、届け出のない場合は、管理者が使用中止の状態にあると認めたとき、これを精算する。

（料金の徴収方法）
第32条　料金は、払込み、口座振替、集金又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により、2か月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。
（手数料）
第33条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める手数料を、申込者から申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める申込者からは、申込み後徴収することができる。
（1）法第16条の2第1項の指定をするとき　1件につき10,000円
（2）法第25条の3の2第1項の指定の更新をするとき　1件につき10,000円
（3）指定給水装置工事事業者に係る指定工事事業者証の再交付をするとき　1件につき2,500円
（4）ア又はイに掲げる工事について第6条第2項の設計審査（使用材料の確認を含む。）をするとき　ア又はイに定める手数料
ア　新設又は全面改造工事　1件につき1,800円
イ　アに掲げる工事以外の工事　1件につき1,000円
（5）ア又はイに掲げる工事について第6条第2項の工事検査をするとき　ア又はイに定める手数料
ア　新設又は全面改造工事　1件1回につき2,800円
イ　アに掲げる工事以外の工事　1件1回につき2,200円
（6）第21条の消防演習の立会いをするとき　1回につき2,400円
（7）第36条の2第2項ただし書の規定による確認をするとき　1回につき22,000円
（料金、手数料等の減額又は免除）
第34条　管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を減額又は免除することができる。
2　管理者は、水道使用者が、次の各号のいずれかに該当する者であって、その者から申請があったときは、その者の基本料金に100分の110を乗じて得た額を免除することができる。ただし、その者の給水管の呼び径が30ミリメートル以上であるものにあっては、基本料金と1月当たり使用水量10立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を免除することができる。
（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶助を受ける者
（2）児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）により児童扶養手当の支給を受ける者又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）により特別児童扶養手当の支給を受ける者

第5章　管理

（給水装置の検査等）
第35条　管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置について検査し、水道使用者等に対し、必要な措置を指示することができる。
2　管理者は、メーターの管理上又は点検上必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置について調査し、水道使用者等に対し、必要な措置を指示することができる。
3　前2項に要する費用は、措置を受けた者の負担とする。
（給水の停止）
第36条　管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道使用者等に対し、その理由が継続する間、給水を停止することができる。
（1）水道使用者等が、第9条第1項の設計費、同条第2項の工事費、第22条第2項の修繕費、第25条の料金、第33条の手数料又は第37条第2項の切り離しに要した費用を、指定期限内に納入しないとき。
（2）水道使用者等が、正当な理由がなくて、第27条の使用水量の計量又は第35条第1項の検査若しくは第2項の調査を拒み、又は妨げたとき。
（3）給水栓を汚染の恐れがある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。
（4）水道使用者等が、水道の使用をやめたと認められるとき。
（給水装置の基準違反に対する措置）
第36条の2　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。
2　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の工事に係るものでないとき（第6条第1項ただし書に規定する工事に係るものを除く。）は、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。
（給水装置の撤去義務及び切り離し）
第37条　給水装置の所有者その他給水装置について処分権限を有する者（以下「所有者等」という。）は、当該給水装置を使用する見込みがなくなつたときは、あらかじめ管理者に届け出て、撤去しなければならない。
2　管理者は、給水装置が使用されていない場合で、水道の管理上特に必要があると認めたときは、所有者等の同意がなくても、当該給水装置を配水管又は他の給水装置からの分岐部分から、切り離すことができる。この場合において、切り離しに要した費用は、所有者等の負担とする。ただし、管理者が特に認める場合はこの限りでない。
3　前項の規定により切り離した給水装置により、再び水道を使用しようとする場合は、給水装置の新設の例による。

第6章　貯水槽水道

（貯水槽水道に関する管理者の責任）
第38条　管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。
2　管理者は、貯水槽水道の利用者及び設置者に対し、貯水槽水道の設置、管理、改修等に関する情報の提供を行うものとする。
（貯水槽水道に関する報告及び調査）

（貯水槽水道に関する報告及び調査）
第39条　管理者は、前条の規定の施行に必要な限度において、貯水槽水道の設置者からその管理の状況について報告を求め、又はその職員に、貯水槽水道の設置者の同意を得て、貯水槽水道の用に供する施設のある場所に立ち入り、その管理の状況について調査させることができる。
2　前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
（貯水槽水道の設置等の届出）
第40条　貯水槽水道を設置しようとする者は、あらかじめ貯水槽水道の所在地、設置者の氏名その他の管理者が定める事項を管理者に届け出なければならない。
2　貯水槽水道の設置者は、前項の規定に基づき届け出た事項に変更があったとき又は貯水槽水道を廃止したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
（貯水槽水道に関する設置者の責任）
第41条　貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2に規定するところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
2　簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理の状況の検査を行う等必要な措置を講じ、当該貯水槽水道を適切に管理しなければならない。

第７章　罰則

（過料）
第42条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。
（1）　第4条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者
（2）　正当な理由がなくて、第12条第1項の給水装置の撤去、第18条第1項若しくは第2項のメーターの設置、第27条第1項の使用水量の計量、第35条第1項の検査若しくは第2項の調査又は第36条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
（3）　第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
（料金を免れた者に対する過料）
第43条　市長は、詐欺その他不正の行為によって、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第８章　補則

（委任）
第44条　この条例の施行について、必要な事項は、前章に定めるものを除き、管理者が定める。

付　則

1　この条例は、公布の日から施行する。
2　この条例施行の際、改正前の規定によりなされた承認、検査その他の処分または申込み、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定により、なされた処分または手続とみなす。
3　武蔵野市給水条例（昭和29年条例第5号）は、廃止する。

付　則（昭和35年9月30日条例第20号）

1　この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。
2　この条例適用の際、現に受付中の申込み、届出、その他の手続は、なお従前の例による。

付　則（昭和39年3月28日条例第23号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

付　則（昭和40年4月1日条例第15号）

1　この条例は、公布の日から施行する。
2　この条例の施行前にした第39条に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付　則（昭和45年5月13日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月分の料金から適用する。

付　則（昭和47年2月16日条例第5号）

1　この条例は、公布の日から施行し、第25条第2項の改正規定、第26条の改正規定、第26条の次に3条を加える改正規定、第29条の改正規定、第30条の改正規定及び第34条第2項の改正規定は、昭和47年4月分から適用する。ただし、第26条の3第1項の規定は昭和49年4月分から適用する。
2　第26条の3第1項の規定の適用前の水量料金は、付則別表のとおりとする。付則別表中、給水管の呼び径30ミリメートル以上のものの1カ月当り8立方メートルまでの分にかかる水量料金は無料とする。
3　この条例施行の日の前日までに申込みを受けた検査等の手数料については、なお従前の例による。

付則別表

給水管の呼び径	水量料金			
	第1段	第2段	第3段	第4段
25ミリメートル以下	使用水量8立方メートルをこえ18立方メートルまでの分1立方メートルにつき 20円	使用水量18立方メートルをこえ30立方メートルまでの分1立方メートルにつき 25円	使用水量30立方メートルをこえ50立方メートルまでの分1立方メートルにつき 28円	使用水量50立方メートルをこえる分1立方メートルにつき 45円
30ミリメートル以上50ミリメートル以下	使用水量8立方メートルをこえ50立方メートルまでの分1立方メートルにつき 35円	使用水量50立方メートルをこえ100立方メートルまでの分1立方メートルにつき 45円	使用水量100立方メートルをこえ200立方メートルまでの分1立方メートルにつき 50円	使用水量200立方メートルをこえる分1立方メートルにつき 60円
75ミリメートル以上	使用水量8立方メートルをこえ50立方メートルまでの分1立方メートルにつき 40円	使用水量50立方メートルをこえ100立方メートルまでの分1立方メートルにつき 50円	使用水量100立方メートルをこえ200立方メートルまでの分1立方メートルにつき 60円	使用水量200立方メートルをこえる分1立方メートルにつき 70円

昭和51年条例第38号

1 この条例は、公布の日から施行し、第26条、第26条の2、第26条の3第4項及び第34条第2項の改正規程は、昭和51年2月1日から施行する。ただし、第26条の3第1項から第3項の改正規定は、昭和52年2月分から適用する。

2 隔月検針扱いのものについての前項ただし書の規定の適用にあたつては、その使用水量を計量する間の各月の使用水量は、均等に使用したものとみなす。

3 第26条の3第1項の改正規定の適用前の従量料金は、付則別表のとおりとする。

4 第26条の3第2項の改正規定の適用前の従量料金「50円」とあるのは、「15円」と読み替えるものとする。

5 第26条の3第3項の改正規定の適用前の従量料金「50円」とあるのは、「40円」と読み替えるものとする。

6 昭和51年1月分から3月分までの料金は、次の表の「条例第27条に規定する定例日」の欄の区分に応じ、それぞれ同表の「料金」欄に掲げる算式によつて得た額の合計額とする。

区分	条例第27条に規定する定例日	料金
1月分及び2月分	51年2月1日～2月8日	改正前の算定料金×$\frac{60}{60}$ 改正後の算定料金×$\frac{0}{60}$
	51年2月9日～2月15日	改正前の算定料金×$\frac{52}{60}$ 改正後の算定料金×$\frac{8}{60}$
	51年2月16日～2月22日	改正前の算定料金×$\frac{45}{60}$ 改正後の算定料金×$\frac{15}{60}$
	51年2月23日～2月29日	改正前の算定料金×$\frac{38}{60}$ 改正後の算定料金×$\frac{22}{60}$
2月分及び3月分	51年3月1日～3月7日	改正前の算定料金×$\frac{31}{60}$ 改正後の算定料金×$\frac{29}{60}$
	51年3月8日～3月14日	改正前の算定料金×$\frac{24}{60}$ 改正後の算定料金×$\frac{36}{60}$
	51年3月15日～3月21日	改正前の算定料金×$\frac{17}{60}$ 改正後の算定料金×$\frac{43}{60}$
	51年3月22日～3月31日	改正前の算定料金×$\frac{10}{60}$ 改正後の算定料金×$\frac{50}{60}$

7 この条例施行の前に申し込みを受けた給水装置の新設等に係る手数料については、なお従前の例による。

付則別表

<table>
<tr><th>給水管の呼び径</th><th colspan="6">従量料金</th></tr>
<tr><td>25ミリメートル以下</td><td>使用水量10立方メートルを超え20立方メートルまでの分1立方メートルにつき
40円</td><td>使用水量20立方メートルを超え30立方メートルまでの分1立方メートルにつき
50円</td><td>使用水量30立方メートルを超え100立方メートルまでの分1立方メートルにつき
65円</td><td>使用水量100立方メートルを超え200立方メートルまでの分1立方メートルにつき
90円</td><td>使用水量200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分1立方メートルにつき
110円</td><td>使用水量1,000立方メートルを超える分1立方メートルにつき
130円</td></tr>
<tr><td>30ミリメートル及び40ミリメートル</td><td colspan="3">使用水量100立方メートルまでの分1立方メートルにつき
60円</td><td>使用水量100立方メートルを超え200立方メートルまでの分1立方メートルにつき
90円</td><td>使用水量200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分1立方メートルにつき
110円</td><td>使用水量1,000立方メートルを超える分1立方メートルにつき
130円</td></tr>
<tr><td>50ミリメートル及び75ミリメートル</td><td colspan="5">使用水量1,000立方メートルまでの分1立方メートルにつき
110円</td><td>使用水量1,000立方メートルを超える分1立方メートルにつき
130円</td></tr>
<tr><td>100ミリメートル以上</td><td colspan="6">使用水量1立方メートルにつき
130円</td></tr>
</table>

付　則（昭和51年7月29日条例第38号）

この条例は、昭和51年8月1日から施行する。

付　則（昭和57年3月10日条例第6号）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第26条の2及び第26条の3の改正規定は、昭和58年4月1日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず第26条の2及び第26条の3の改正規定は、付則別表第1及び付則別表第2のとおりとし、昭和57年4月1日から適用する。

3　前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く水道使用者の施行日以後第27条の規定に基づき最初に算定する料金は、使用水量を日々均等に使用したものとみなして算定する。

4　公布日前に申込みを受けた設計審査等に係る手数料については、なお従前の例による。

付則別表第1

給水管の呼び径	基本料金
13ミリメートル	440円
20ミリメートル	590円
25ミリメートル	740円
30ミリメートル	1,800円
40ミリメートル	3,500円
50ミリメートル	12,000円
75ミリメートル	25,000円
100ミリメートル	52,000円
150ミリメートル	88,000円
200ミリメートル	200,000円
250ミリメートル	270,000円
300ミリメートル以上	440,000円
公衆浴場用	440円
共用	300円

付則別表第２

<table>
<tr><th>給水管の呼び径</th><th colspan="6">従量料金</th></tr>
<tr><td>25ミリメートル以下</td><td>使用水量10立方メートルを超え20立方メートルまでの分1立方メートルにつき
90円</td><td>使用水量20立方メートルを超え30立方メートルまでの分1立方メートルにつき
110円</td><td>使用水量30立方メートルを超え100立方メートルまでの分1立方メートルにつき
130円</td><td>使用水量100立方メートルを超え200立方メートルまでの分1立方メートルにつき
180円</td><td>使用水量200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分1立方メートルにつき
220円</td><td>使用水量1,000立方メートルを超える分1立方メートルにつき
260円</td></tr>
<tr><td>30ミリメートル及び40ミリメートル</td><td colspan="3">使用水量100立方メートルまでの分1立方メートルにつき
130円</td><td>使用水量100立方メートルを超え200立方メートルまでの分1立方メートルにつき
180円</td><td>使用水量200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分1立方メートルにつき
220円</td><td>使用水量1,000立方メートルを超える分1立方メートルにつき
260円</td></tr>
<tr><td>50ミリメートル及び75ミリメートル</td><td colspan="4">使用水量1,000立方メートルまでの分1立方メートルにつき
220円</td><td colspan="2">使用水量1,000立方メートルを超える分1立方メートルにつき
260円</td></tr>
<tr><td>100ミリメートル以上</td><td colspan="6">使用水量1立方メートルにつき
260円</td></tr>
<tr><td>公衆浴場用及び共用</td><td colspan="6">使用水量10立方メートルを超える使用水量1立方メートルにつき
75円</td></tr>
</table>

付　則（平成6年6月28日条例第26号）

武蔵野市給水条例施行規程

最終改正:令和5年3月24日規則第24号

改正内容:令和5年3月24日規則第24号［令和5年4月1日］

昭和35年4月1日規則第5号

武蔵野市給水条例施行規程

目次

第1章　総則（第1条・第2条）
第2章　給水装置の工事及び費用（第3条―第17条）
第3章　給水（第18条―第21条）
第4章　料金及び手数料（第22条―第28条）
第5章　貯水槽水道（第29条）
第6章　雑則（第30条・第31条）
付則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、武蔵野市給水条例（昭和35年４月条例第２号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（給水の標識）

第２条　水道の使用者は、管理者が別に定める標識を門戸に掲げなければならない。

第２章　給水装置の工事及び費用

（同意書等の提出）

第３条　条例第6条の規定により工事を施行する場合において、次の各号の一に該当するときは、管理者は、その申込者に対し当該各号に定める書類の提出を求めることがある。

（1）他人の土地又は構築物に給水装置を設置しようとするときは、当該土地又は構築物の所有者の同意書

（2）他人の給水装置から分岐しようとするときは、当該給水装置の所有者の同意書

（3）第1号の規定による同意書の提出ができないときは、その理由が止むを得ないと認められる場合に限り、申込者の誓約書によりこれに代えることができる。

（給水装置の構成及び付属用具）

第４条　給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水せん、止水せん及び給水用機器をもつて構成する。

２　給水装置には、止水せんきよう、メーターます、その他付属用具を備えなければならない。

３　管理者は、給水装置について必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

（増圧給水設備）

第４条の２　条例第17条第１項第４号の管理者が別に定める増圧給水設備は、増圧ポンプ、逆流防止用機器及びその他の機器をもって構成し、給水管に直結する前条第１項の給水用機器をいう。

（メーターの設置位置等）

第５条　メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

（1）原則として、建築物の外であつて、当該建築物の敷地内

（2）原則として、給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

（3）点検及び引換作業を容易に行うことができる場所

（4）衛生的で損傷のおそれがない場所

（5）水平に設けることができる場所

（メーターの設置基準）

第５条の２　条例第18条第１項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

（1）増圧給水設備以下の給水装置が2戸以上の専用住宅として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。

（2）増圧給水設備以下の給水装置が住居の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分とに区分され、各部分の水道使用者が異なるとき。

（3）前2号に該当するもののほか、管理者が給水上及び建築物の構造上特に必要があると認めるとき。

３　同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

第５条の３　前条第２項（同項第３号に該当するものを除く。）の場合において、メーターを設置する基準は、次に定めるとおりとする。

（1）　前条第２項第１号に該当し、散水栓等で各戸又は共用する部分（以下「共用部分」という。）を除く各戸の使用水量を区分して計量できる増圧給水設備以下の給水装置については、各戸ごとに設置することができる。

（2）　前条第２項第２号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分と区分して計量できる増圧給水設備以下の給水装置については、次に掲げるところによるものとする。

ア　住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる増圧給水設備以下の給水装置については、各戸ごとにメーターを設置することができる。

イ　非住宅部分については、管理者が計量上必要があると認めるときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。

２　前項各号の共用部分について管理者が特に必要と認めるときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。

（受水タンク以下の装置）

第５条の４　条例第18条第２項に規定する特に必要があると認めたときの受水タンク以下の装置にメーターを設置する基準については、第5条の2第２項第１号及び第２号並びに前条の規定を準用する。この場合において、「増圧給水設備以下」とあるのは「受水タンク以下」と、「給水装置」とあるのは「装置」と読み替えるものとする。

２　メーターを設置する受水タンク以下の装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

（1）　汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。

（2）　使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

（3）　メーターの設置、点検及び引換作業を容易に行うことができるものであること。

３　受水タンク以下の装置の設置者は、管理者がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

４　メーターは、その設置に関し受水タンク以下の装置の設置者があらかじめ管理者に届け出て、武蔵野市指定給水装置工事事業者が工事を施行した受水タンク以下の装置でなければ設置しない。

５　メーターを設置した受水タンク以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者及び設置者が負うものとする。

（危険防止の措置）

第６条　給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

２　水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破壊装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

３　給水管は、武蔵野市（以下「市」という。）の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

４　給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

５　給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。

６　給水管には、ポンプ（水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に定める基準（以下「法定基準」という。）に適合するものを除く。）を直結させてはならない。

７　その他管理者が必要と認める場合には、適当の措置を講じさせることができる。

（給水管防護の措置）

第６条の２　開きょを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

２　軌道下その他電しょく又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

３　凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、いんぺいにかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

４　酸、アルカリ等によつて侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防しょくの措置その他必要な措置を講じなければならない。

５　その他管理者が必要と認める場合には、適当な措置を講じさせることができる。

（増圧給水設備の定期点検）

第６条の３　増圧給水設備以下の給水装置の水道使用者等のうち管理責任を有する者は、当該増圧給水設備の次に掲げる機能について、１年以内ごとに1回、定期点検を行わなければならない。

（1）　逆流防止機能

（2）　運転制御機能

（3）　前2号に掲げるもののほか、正常な運転に必要な機能

（給水管の口径）

第７条　給水管の口径は、その使途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

（給水管埋設の深さ）

第８条　給水管は、公道内の車道部分においては120センチメートル以上、公道内の歩道部分においては90センチメートル以上、私道内においては75センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

（給水装置の新設等の承認）

第９条　条例第4条第1項に規定する承認は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に行う。
（1）給水装置の分岐に係る配水管又は他の給水管の給水能力の範囲内であること。
（2）予定使用水量その他使用方法が管理者の給水管理に支障を及ぼさないこと。
2　条例第4条第1項に規定する承認を受けた後、当該承認に係る事項を変更しようとする者は、改めて管理者の承認を受けなければならない。
3　給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所その他必要がある箇所には、受水タンクを設置しなければならない。
（給水管及び給水用具の指定）
第10条　管理者は、条例第7条第1項の規定による指定をしたときは、指定した材料の品目表を備え、一般の閲覧に供するものとする。
2　配水管又は他の給水管からの分岐部分から水道メーターまでの部分の給水管については、管理者の指定した材料を使用しなければならない。
3　前項の給水管の分岐又は接続に用いる分水栓、継ぎ手、仕切弁等の給水用具及びこれらの給水用具を保護するための付属用具については、管理者が指定した材料を使用しなければならない。
4　前2項の規定により管理者が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
（1）産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの
（2）製品が法定基準に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
5　前3項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、前3項の規定により管理者が指定した材料以外の材料を使用することができる。
（給水装置の構造及び材料）
第11条　給水装置の新設又は改造をする者及び当該工事を施行する者は、給水装置の構造を法定基準に適合させなければならない。
2　給水装置の新設、改造又は修繕をする者及び当該工事を施行する者は、法定基準に適合する材料を使用しなければならない。
3　管理者は、条例第6条第2項に規定する設計審査（使用材料の確認を含む。）又は工事検査をする場合において、市指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置の新設、改造又は修繕をする工事で使用される材料が、法定基準に適合していることの証明を求めることができる。
4　管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明に係る書類の提出がされないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。
（支分引用者への通知）
第12条　支分引用されている給水管の所有者は、給水装置を改造し、又は撤去しようとするときは、支分引用者に通知しなければならない。
（工事費の算出方法）
第13条　条例第8条に規定する工事費の算出方法は、管理者が別に定める給水装置一般工事工費表により行う。ただし、これにより行うことが適当でないと認められるときは、管理者は、そのつど工事費の算出方法を定めることができる。
（工事費の予納及び概算額の精算）
第14条　管理者が施行する給水装置工事の工事費の予納については工事費の概算額を通知した日から1月を経過し、かつ、催告を発しても納入がなされないときは、その工事の申込みは取り消されたものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
2　前項の工事費概算額を予納したもので、納入の日から3月を経過しても工事着手の依頼がなされないときは、その工事の申込みは、取り消されたものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
3　管理者の責に帰さない事由により工事が遅延した場合の工事費の概算額の精算は、当該事由がなくなったときに適用する前条の給水装置一般工事工費表により算出して得た工事費による。
4　条例第9条第2項の規定により、工事費の予納を必要としないものは、官公署、官公立学校、官公立病院等をいう。
5　条例第9条第3項ただし書の規定により、還付又は追徴しない額は、500円未満とする。
（工事費の分納）
第15条　条例第10条の承認を受けた者に対し、工事精算額にその額の100分の5に相当する割増金を加える。
2　前項の工事費及び割増金は、次の各号に定めるところにより納付しなければならない。
（1）第1回　工事設計概算額を、管理者が承認した分納回数で除して得た額
（2）第2回以降　各回（最終回を除く。）とも、第1回に納付する額と同額
（3）最終回　工事精算額に割増金を加えた額から、前各号の分納金を差引いた額
第1号を除く各号の納付期日は、第1回の分納金を納付した日以降の各月の末日とする。
3　工事は、第1回分納金を納付した後に着手する。
（給水装置の寄付）
第16条　給水装置の工事について、管理者はその申込者に対し、道路部分の給水装置を市に寄付するよう求めることがある。
2　前項により寄付された道路部分の給水装置は、市において維持管理し、その費用を負担する。
（給水装置の工事の施行上の責任）
第17条　給水装置の工事施行上、家屋、庭園その他の工作物に加工をした場合においては、市は必要と認める補修を施すが、原形に復する責は負わない。

第３章　給水

（計量制の例外）
第18条　条例第18条第1項ただし書の規定により、メーターによつて計量しないで給水するものは、次のとおりとする。
（1）私設消火せん等の消防施設
（2）その他管理者が計量の必要がないと認めたもの
2　条例第18条第2項の規定により設置したメーターの取扱いは、条例に規定されたメーターに準じて扱う。

（メーターの保管）
第19条　水道使用者等は、メーターの点検又は修繕に支障をきたすような工作物を設け、又は物件を置いてはならない。
2　水道使用者等は、メーター及び付属用具を亡失又はき損したときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
（私設消火せん等の封かん）
第20条　私設消火せん等の封かんは、市が行う。
（使用水量の認定）
第21条　条例第29条第1項の規定による使用水量の認定は、同条第2項の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。
（1）　メーターに異状があつたときは、メーター取替後の使用水量を基準として日割計算により、異状があつた期間の使用水量を認定する。
（2）　給水装置の故障、破損等その他の事由により使用水量の測定が困難な場合は、条例第27条第1項の規定により定例日に使用水量を計算するときは、前1カ年の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事情を考慮して算定し、これにより難い場合は、管理者の認定による。
2　前項による認定水量は、これを使用者に通知する。
第４章　料金及び手数料
（水道使用者）
第22条　条例にいう「水道使用者」とは、条例第15条第1項の規定により管理者が給水契約の申込みを承認した者及び条例第25条第2項に規定する料金の納入について連帯責任を負う者をいう。
（共同住宅の料金適用基準）
第23条　条例第26条の4に規定する管理者が定める基準は、次のすべての基準に適合するものとする。
（1）　共同住宅の屋内に水せんが設置されていること。
（2）　各戸ごとにメーターが設置されていないこと。
（3）　各戸の水道使用者がもつぱら家事の用に水道を使用するものであること。
2　前項の共同住宅において一室（一居住区画をいう。以下同じ。）に2世帯以上居住するものであつても一室をもつて一戸とみなす。
（消防演習立会の手数料）
第23条の２　消防演習立会の手数料は、当該演習が消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づいて設置された消防機関によつて行われる場合には徴収しない。
（公衆浴場営業）
第24条　条例第26条の2第2項及び第26条の3第2項にいう公衆浴場営業とは、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和39年東京都条例第184号）第2条で規定する普通公衆浴場であつて、公衆の利用に供するため業として経営するものをいう。
（料金の算定）
第25条　料金は、定例日の翌日から次の月の定例日までの期間を1月として算定する。
（指定納付受託者による納付の方法による徴収）
第25条の２　水道使用者が条例第32条に規定する地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）に料金の納付を委託することができるのは、当該水道使用者の計量期間ごとの料金を指定納付受託者が納付することができる場合に限る。この場合において、管理者は、当該納付に係る料金の額に上限を定めることができる。
（料金等の納期限）
第26条　料金、手数料及び工事費の納期限は、次の各号に掲げる徴収方法の種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（1）　払込みの方法による場合　納入通知書を発送した日から10日後の日
（2）　口座振替の方法による場合　納入通知書（納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を発送し、又は発信した日から10日後の日
（3）　指定納付受託者による納付の方法による場合　納入通知書（納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を発送し、又は発信した日から16日後の日
2　前項の規定にかかわらず、管理者は、必要と認めるときは、同項に規定する納期限を変更することができる。
（料金誤納の場合の徴収）
第27条　料金を納付した後、その料金に増減を生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、管理者が必要と認めるときは、その月以後の使用料において精算する。
（基本料金等免除の申請）
第28条　条例第34条第2項に規定する基本料金及び従量料金の免除の申請は、「水道料金等免除申請書」の提出をもって行う。
第５章　貯水槽水道
（貯水槽水道の管理及び管理の状況の検査の基準）
第29条　条例第41条第2項に規定する必要な措置は、東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成14年東京都条例第169号。以下「小規模貯水槽水道等条例」という。）に定めるところによる。
2　前項の規定にかかわらず、簡易専用水道以外の貯水槽水道のうち、小規模貯水槽水道等条例が適用されないものの設置者が講ずる条例第41条第2項に規定する必要な措置は、次に定めるところによる。
（1）　水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。
（2）　前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第６章　雑則

（様式）

第30条　条例及びこの規程の施行について必要な書類その他の様式については、別記による。

（委任）

第31条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付　則

1　この規程は、公布の日から施行する。

2　この規程施行の際、従前の規定によりなされた指定、登録承認その他の処分、または申請、届出その他の手続は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた処分または手続とみなす。

3　武蔵野市給水条例施行細則（昭和29年規則第７号）、武蔵野市指定水道工事店規程（昭和29年規則第８号）、武蔵野市指定水道工事店規程施行細則（昭和29年規則第９号）、武蔵野市水道給水装置新設工事施行に関する規程（昭和29年規則第10号）は、廃止する。

付　則（昭和36年２月20日規則第３号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和35年10月１日から適用する。

付　則（昭和38年２月28日規則第３号）

この規則は、昭和38年３月１日から施行する。

付　則（昭和40年６月17日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年４月１日から適用する。

付　則（昭和42年６月30日規則第12号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和42年４月１日から適用する。

付　則（昭和45年12月28日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年４月分の料金から適用する。

付　則（昭和47年４月１日規則第９号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、給水装置配管工に関する改正規定は、昭和47年10月１日から施行する。

付　則（昭和51年１月23日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第23条の３及び第28条の２の改正規定は、昭和51年２月分から施行する。

付　則（昭和53年８月11日規則第12号）

1　この規程は、昭和53年８月11日から施行する。

2　施行日の前日において、この規程による改正前の武蔵野市給水条例施行規程（以下「旧規程」という。）により工事店の指定を受けている者は、施行日においてこの規程による改正後の武蔵野市給水条例施行規程（以下「新規程」という。）第31条の規定による工事店の指定を受けたものとみなす。

3　前項の工事店に係る新規程第33条第１項第１号の審査は、同号の規定にかかわらず昭和54年３月31日に実施する。

4　この規程施行の際現に旧規程の規定により責任技術者の登録を受けている者は、施行日において新規程第45条の規定による給水装置技術者の登録を受けたものとみなす。この場合において、現に交付されている責任技術者証は、新規程第47条による登録の更新があるまでの間新規程第46条による技術者証としての効力を有する。

5　この規程施行の際現に旧規程により配管工の登録を受けている者は、施行日において新規程第45条の規定による給水装置配管技能者の登録を受けたものとみなす。この場合において、現に交付されている配管工証は、新規程第47条の規定による登録の更新があるまでの間新規程第46条による技能者証としての効力を有する。

6　この規程施行の際現に旧規程の規定による責任技術者の登録資格を有する者は、新規程の規定による給水装置技術者としての登録資格を、旧規程の規定による配管工の登録資格を有する者は、新規程の規定による給水装置配管技能者の登録資格をそれぞれ施行日から起算して３年間に限り有するものとする。

7　この規程の施行前になされた指定の申請、承認の申請及び登録の申請は、それぞれ新規程の相当規定による申請とみなす。この場合において、「責任技術者の登録」は「給水装置技術者の登録」と、「配管工の登録」は「給水装置配管技能者」と読み替えるものとする。

8　施行日前に生じた事由による工事店の指定の停止若しくは取消し又は給水装置技術者若しくは給水装置配管技能者の登録の停止若しくは取消しの処分については、この規程施行後も、なお従前の例による。

付　則（昭和57年４月１日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成５年３月１日規則第７号）

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

付　則（平成６年12月28日規則第64号）

1　この規則は、平成７年１月１日から施行する。

2　この規程による工事及び工事費で、施行日の前日までの申し込みに係るものは、なお従前の例による。

付　則（平成10年４月１日規則第28号）この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成14年３月29日規則第60号）

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

付　則（平成15年４月１日規則第23号）この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成21年１月28日規則第５号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

付　則（平成27年４月９日規則第39号）この規則は、公布の日から施行する。

付　則（令和２年10月12日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（令和５年３月24日規則第24号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

第16号様式（第28条関係）

年　月　日

武蔵野市長　殿

申請者　住所
氏名
電話番号

水道料金等免除申請書

水道の基本料金及び従量料金の免除を受けたいので、武蔵野市給水条例第34条第２項及び武蔵野市給水条例施行規程第28条の規定により、下記のとおり申請します。

記

水栓所在地	武蔵野市　　丁目　　番　　号 （建物名・部屋番号）
使用者氏名	
お客様番号	
免除理由	□生活扶助を受ける者 □児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受ける者 □その他 （　　）

水道料金等の免除申請にあたり、以下について同意します。

□　受けている扶助等の受給資格がなくなった場合には、その旨を武蔵野市水道部に速やかに届け出ること。

□　転居等に伴い受給資格の住所地が上記申請住所地から変更になった場合には、その旨を武蔵野市水道部に速やかに届け出ること。

□　武蔵野市水道部が福祉事務所又は市（区）役所に受給資格の調査確認を行い、回答を受けること。

武蔵野市指定給水装置工事事業者規程

最終改正:令和6年3月7日規則第27号

改正内容:令和6年3月7日規則第27号［令和6年3月31日］

平成10年4月1日規則第29号

改正

平成12年規則第22号
平成24年6月19日規則第44号
令和元年9月13日規則第54号
令和元年9月27日規則第59号
令和6年3月7日規則第27号

武蔵野市指定給水装置工事事業者規程

（目的）

第1条　この規程は、武蔵野市給水条例（昭和35年4月武蔵野市条例第2号。以下「給水条例」という。）第6条第4項の規定に基づき、武蔵野市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条　この規程において「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

2　この規程において「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

3　この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

4　この規程において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために武蔵野市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

5　この規程において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

6　この規程において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

（指定の申請）

第3条　法第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2　指定工事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

（1）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

（2）　給水条例第2条に定める給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第11条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

（3）　給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

（4）　事業の範囲

3　前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

（1）　次条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

（2）　法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

4　前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。

（指定の基準）

第4条　管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

（1）　事業所ごとに第11条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

（2）　次に定める機械器具を有する者であること。

ア　金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ　水圧テストポンプ

（3）　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として施行規則で定めるもの

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ　第7条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

オ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ　法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

（指定の更新）

第4条の2　前2条の規定は、法第25条の3の2第1項の指定の更新について準用する。

（指定工事事業者証の交付）
第５条　管理者は、法第16条の２第１項の指定又は法第25条の３の２第１項の指定の更新を行ったときは、速やかに指定工事事業者に武蔵野市指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事事業者証」という。）を交付する。
２　指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第７条の規定による指定の取消しを受けたときは、指定工事事業者証を管理者に返納するものとする。
３　指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第８条の規定による指定の停止を受けたときは、指定工事事業者証を管理者に提出するものとする。
４　指定工事業者は、指定工事事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。
（変更等の届出）
第６条　指定工事業者は、次に掲げる事項に変更のあったとき又は給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。
（１）事業所の名称及び所在地
（２）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（３）法人にあっては、役員の氏名
（４）主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
２　前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。
（１）前項第２号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
（２）前項第３号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第２による第４条第３号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書
３　第１項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。
（指定の取消し）
第７条　管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第16条の２第１項の指定を取り消すことができる。
（１）不正の手段により法第16条の２第１項の指定又は法第25条の３の２第１項の指定の更新を受けたとき。
（２）第４条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
（３）前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
（４）第11条各項の規定に違反したとき。
（５）第12条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
（６）第15条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
（７）第16条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
（８）その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
（指定の停止）
第８条　前条各号に該当する場合において、指定工事業者にしんしゃくすべき特段の事情があるときは、管理者は、同条の規定による指定の取消しに代えて、６月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。
（指定等の公示）
第９条　次の各号のいずれかに該当するときは、その都度公示する。
（１）法第16条の２第１項の指定又は法第25条の３の２第１項の指定の更新をしたとき。
（２）第６条の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
（３）第７条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
（４）前条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。
（主任技術者の職務等）
第10条　主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
（１）給水装置工事に関する技術上の管理
（２）給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
（３）給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第６条に定める基準に適合していることの確認
（４）給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
ア　配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
イ　第12条第２号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
ウ　給水装置工事を完了した旨の連絡
２　給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。
（主任技術者の選任等）
第11条　指定工事業者は、法第16条の２第１項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
２　指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
３　指定工事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、施行規則に定められた様式第３による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
４　指定工事業者は、主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に２以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該２以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うにあたって支障がないことを確認しなければならない。

（事業の運営に関する基準）
第12条　指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。
（1）給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第10条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
（2）配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
（3）前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
（4）主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
（5）次に掲げる行為を行わないこと。
ア　政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
イ　給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
（6）施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
ア　施主の氏名又は名称
イ　施行の場所
ウ　施行完了年月日
エ　主任技術者の氏名
オ　しゅん工図
カ　給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
キ　第10条第1項第3号の確認の方法及びその結果
（設計審査）
第13条　指定工事業者は、給水条例第6条第2項に規定する設計審査を受けるため設計審査に係る申請書に設計図を添えて管理者に申請しなければならない。
（工事検査）
第14条　指定工事業者は、給水条例第6条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により管理者に申請しなければならない。
2　指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。
（主任技術者の立会い）
第15条　管理者は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第12条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。
（報告又は資料の提出）
第16条　管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
（諮問機関）
第17条　管理者は、次に掲げる事項に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として武蔵野市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「指定工事業者審査委員会」という。）を設置する。
（1）第7条の規定による指定の取消し
（2）第8条の規定による指定の停止
2　前項の指定工事業者審査委員会について必要な事項は、別に定める。
（講習会）
第18条　管理者は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。
（施行細目）
第19条　この規程に定めるもののほか施行に関して必要な事項については、管理者が別に定める。
付　則
（施行期日）
第1条　この規則は、公布の日から施行する。
（旧規程に基づく武蔵野市指定工事店に対する経過措置）
第2条　改正前の武蔵野市給水条例施行規程（以下「旧規程」という。）により指定を受けている武蔵野市指定工事店は、武蔵野市給水条例の一部を改正する条例（平成10年武蔵野市条例第13号）による改正後の武蔵野市給水条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第4項の適用については、平成10年4月1日から90日間（次項の規定による届出があったときは、その届出があったときまでの間）は、改正後の条例第6条第1項の指定を受けた者とみなす。
2　旧規程により指定を受けている武蔵野市指定工事店が、平成10年4月1日から90日以内に、次の各号に定める事項を管理者に届け出たときは、改正後の条例第6条第1項の指定を受けた者とみなす。
（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
（2）法人である場合には役員の氏名
（3）事業の範囲
（4）事業所の名称及び所在地

3　前項の届出は、改正水道法附則第2条第2項の届出に関する省令により定められた別記様式による届出書を提出して行うものとする。
4　前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあっては、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。
5　第2項の届出を行う武蔵野市指定工事店は、届出と同時に旧規程に基づく武蔵野市指定工事店証を管理者に返納しなければならない。
6　管理者は、第2項の届出の受理後、速やかに第5条に定める武蔵野市指定給水装置工事事業者証を交付する。
7　第2項の規定により、改正後の条例第6条第1項の指定を受けたものとみなされた者についての第7条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号又は第5号から第8号まで」と、同条第2号中「第4条各号」とあるのは「第4条第2号又は第3号」とする。
8　第2項の規定により、改正後の条例第6条第1項の指定を受けた者とみなされた者について、第12条を適用する場合においては、平成11年3月31日までの間、同条第1号、第4号及び第6号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは「給水装置工事主任技術者又は旧規程による給水装置技術者の資格を有する者」とする。

（旧規程に基づく給水装置技術者に対する経過措置）

第３条　平成10年3月31日において次の各号のいずれかに該当する者は給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第69号）附則第2条第1項に定める経過措置の適用並びに前条第8号に定める経過措置の適用にあたり、旧規程による給水装置技術者の資格を有する者にあたるとみなす。

（1）旧規程に基づく給水装置技術者としての登録を受けている者
（2）旧規程に規定する給水装置技術者としての登録資格を有し、登録可能期間が満了していない者
（3）その他管理者が前号の者に相当すると認める者

付　則（平成12年3月30日規則第22号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付　則（平成24年6月19日規則第44号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。ただし、第3条第3項第1号の改正、同項第2号の改正中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める部分、第4条第3号オの改正、第6条第2項第1号の改正中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める部分及び同項第2号の改正は、公布の日から施行する。

付　則（令和元年9月13日規則第54号）

この規則は、令和元年9月14日から施行する。

付　則（令和元年9月27日規則第59号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

付　則（令和6年3月7日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の改正は、令和6年3月31日から施行する。

◎　建　築　基　準　法（抄）　（昭和２５年法律２０１号）

第３６条　居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに浄化槽、煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

◎　建築基準法施行令（抄）　（昭和２５年政令第３３８号）

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第１２９条の２の４　建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

（一から三略）

四　圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。

五　水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。

（六から八略）

２　建築物に設ける飲料水の配管設備（水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条第９項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一　飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第三号までにおいて同じ。）とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

二　水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあっては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。

三　飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

イ　当該配管設備から漏水しないものであること。

ロ　当該配管設備から溶出する物質によつて汚染されないものであること。

四　給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。

五　給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。

六　前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

３　建築物に設ける排水のための配管設備の配置及び構造は、第１項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一　排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。

二　配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。

三　配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。

四　汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。

五　前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

◎ 建 設 業 法（抄）　（昭和２４年法律１００号）

（目的）

第１条　この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。

２　この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

３　この法律において「建設業者」とは、第三条第一項の許可を受けて建設業を営む者をいう。

４　この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負つた建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。

５　この法律において「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者をいい、「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

（建設業の許可）

第３条　建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

一　建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの

二　建設業を営もうとする者であつて、その営業にあたつて、その者が発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの

２　前項の許可は、別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。

３　第１項の許可は、５年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

４　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

５　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

６　第１項第１号に掲げる者に係る同項の許可（第３項の許可の更新を含む。以下「一般建設業の許可」という。）を受けた者が、当該許可に係る建設業について、第１項第２号に掲げる者に係る同項の許可（第３項の許可の更新を含む。以下「特定建設業の許可」という。）を受け

たときは、その者に対する当該建設業に係る一般建設業の許可は、その効力を失う。

（建設工事の請負契約の原則）

第１８条　建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

（建設工事の請負契約の内容）

第１９条　建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一　工事内容

二　請負代金の額

三　工事着手の時期及び工事完成の時期

四　工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五　請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

六　当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

七　天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

八　価格等（物価統制令　（昭和２１年勅令第１１８号）第２条 に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

九　工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

十　注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

十一　注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

十二　工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

十三　工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

十四　各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

十五　契約に関する紛争の解決方法

十六　その他国土交通省令で定める事項

２　請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

３　建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

（建設工事の見積り等）

第２０条

３　建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結する以前に、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行う以前に、第１９条第１項第１号及び第３号から第１４号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない

別表第一

土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
電気工事	電気工事業
管工事	管工事業
タイル・れんが・ブロツク工事	タイル・れんが・ブロツク工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
舗装工事	舗装工事業
しゆんせつ工事	しゆんせつ工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
解体工事	解体工事業

◎　建設業法施行令（抄）　（昭和３１年政令第２７３号）

（法第３条第１項ただし書の軽微な建設工事）

第１条の２　法第３条第１項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては１，５００万円に満たない工事又は延べ面積が１５０平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては５００万円に満たない工事とする。

２　前項の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基いて契約を分割したときは、この限りでない。

３　注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第一項の請負代金の額とする。

（法第３条第１項第２号の金額）

第二条　法第３条第１項第２号の政令で定める金額は、４，０００万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、６，０００万円とする。